

# 平成 19 年中の水難事故状況について

(警察庁生活安全局地域課作成資料から)

地域指導者委員

三井 俊介

警察庁がまとめた平成 19 年中(平成 19 年 1 月～12 月)の水難事故状況を概観しながら水の事故防止に必要な具体策を提言したい。平成 19 年中の事故件数等は、次のとおりである。

発生件数	1,492 件
死者・行方不明者(以下「水死者」という。)	876 名(死者:859、行方不明:17)
救助された者	845 名(負傷者:225、無事救出:620)
致死率	50.9% [ $\div$ ( + ) ]

発生件数、水死者ともに対前年(平成 18 年)比増となっており、それぞれ 44 件増、53 名増である。長期のスパーンで見ると、昭和 51 年からの推移を 10 年ごとに図 1 で示したように、この 30 年間で、発生件数、水死者数ともに約 7 割の減少となっている。

【年齢層別死者】この 30 年の間、傾向に変化はなく、高校卒業相当年齢以上 65 歳未満がトップで 438 名、これは水死者全体のちょうど半数に当たる。以下、65 歳以上のいわゆる高齢者が 335 名(38.2%)、以下、小学生、未就学児童、高校生相当年齢、中学生の順となっている。(図 2 参照)

この中で特徴的なことは、高齢者の対前年比が 57 名(20.5%)増となったこと。高齢者の人口割合 21.5%に比して水死者割合の 38.2%という数字が突出して大きいこと。

高齢者やその家族に対する水の事故防止に係る注意喚起が強く求められる所以である。

【場所別死者】これも、傾向に変化はなく、海がトップで 477 名、これは水死者全体の 54.5%を占める。以下、河川 260 名(29.7%)、用水路、湖沼池、プールと続く。プールという広さも大きさも限定された空間(水域)でも 10 名が命を落としている。(図 3 参照)

【行為別死者】平成 3 年から 17 年間連続で、ワースト 1 は魚釣り・魚取りで

292名、これは水死者全体の33.3%を占める。以下、通行中137名(15.6%)、水泳中128名(14.6%)、水遊び、作業中、陸上遊戯・スポ・ツ中、水難救助活動中、ポート遊びと続く。水難救助活動中に亡くなった者は12名(1.4%)である。(図4参照)

これらのことから分かることは、高齢者の犠牲者が多く(図2)、しかも致死率が高いこと(75.1%)、水泳以外、つまり着衣・着靴状態での死者が多いこと(図4)、自然水域での死者が多いこと(図3)である。これらの現状を変えるために、日本水泳連盟は何をなすべきか?

まずの高齢者対策では、水泳連盟主催の安全講習を設定したとしても、これにその年齢層の方々が参加してくれる可能性は低いものと考えられる。そこで、高齢者の方々向けの集まりを主催する団体と連携して、その集まりの中で時間をいただき事故の実態をお話しして、注意を喚起することも考えられる。このことは、直接高齢者に対してだけでなく、高齢者の家族向けにも必要な啓発活動である。また、事故実態と事故防止に必要な事項を適切にレイアウトしたポスターを作製し、高齢者やその家族が利用する頻度の高いところに掲示をすることもひとつの方法である。

の問題点に関しては、着衣・着靴状態で水に入り、その時の感覚を体験するとともに、呼吸を確保するために必要な浮きの高さを維持することを基本とした自己保全の技術を身に付ける機会を提供し、指導していくことである。本来であれば、着衣状態での事故が多い自然水域での体験が望ましいが、安全管理に周到な準備や十分な監視・救助体制等が必要なので、少しでも実施上のハードルを下げるとするとプールを会場とすることが現実的である。開催の時期については、通年実施がベストではあるが、それは無いものねだりに等しいため、シーズン初めの6月頃に一回目を行い、通常の水泳活動を挟んで、二回目を夏が終わる9月頃に実施をすることが現実的だろう。二回目の着衣・着靴練習までの間の3カ月間に培った泳力が、9月の練習にどれだけの影響を及ぼすかを検証してみると良い。

の事故の大半が自然水域で起こる問題点では、その状況下における身の処し方を学習する機会を多く設ける必要がある。自然水域における水泳活動等については、自己責任という冠さえ付ければ、何にでも挑戦できる。飛び込みを行おうが、潜ろうが、斜めに進もうが、曲がろうがである。ところが、学校プールは除くとしても、一般開放のプールでは場内規則等でそれらの行為を禁止していることが多く、結局のところ水面をコースに従って行ったり来たりするだけの活動に終始することとなる。このことは、よく言われる「プールでは泳げても、海では泳げない」ことの一因にもなっていると考えられる。自然水域における事故を減少させるためには、自然水域における体験が最も効果的では

あるが、そういった機会を多く取ることは難しいことから、比較的使う機会の多いプールで、立ち泳ぎで一定時間静止をしている、あるいは移動をする、飛び込む、潜る、立たないで方向変換をするなど多様性に富んだ水泳を行うことで、自然水域への対応基礎力を養うことである。ここで問題になるのが、前述の禁止事項である。プール管理者側は、潜る・飛び込む・曲がる・滞留する等の行為が事故を誘発する、監視を妨げる等の理由から禁止事項を掲げており、事故回避のためにはそういった管理が不可欠だと主張する。確かにそのとおりという部分がある。それでは、どうすれば良いのか？

まず、学校教育の中で前述した多様な水泳を経験すること。これで、基礎的な部分がある程度カバーできると思う。一般開放プールでは、コースによって行って良いことを区分けすることである。現在多くのプールで設定されている「歩行専用コース」の考え方に準拠して取り扱うことは可能ではないだろうか。プール管理者側の理解を得たい。

最後になるが、救助活動に起因する事故について考えてみたい。この事故を報道等で見ると、救助に向かった第1救助者が死亡し、溺れていた者（要救助者）は第2救助者に救助されて事なきを得る事例が多いようである。溺者救助には熱き思いだけでなく、冷めた頭も必要なことを痛感させられる。救助をするという意味を持った者、誰でもが、救助を成功させることができるためには、救助に係る適切な知識・技術（身の丈にあった方法）を身に付けておく必要がある。それは、冷静に救助を考え得る力である。心肺蘇生法に代表される救命手当を含めて、安全講習の普及に力を注ぐことは、日本水泳連盟としての責務といえる。

以上、水の事故実態を基に、その防止に必要だと考えられることを述べてきた。地域指導者委員会では、ここ10年ほど、毎年各加盟団体の協力を得ながら新聞記事や警察資料等を検索した水難事事故事例を集積している。そして、これらを毎年開催している全国委員長会議の席上、資料にして配付しながら事故発生要因と防止についても触れているところである。数多くの事故事例を読む中で得られるもののひとつは、「事故の背景に突拍子もないことはない」ということである。ほとんどが共通要因で括れるものである。それは、活動環境、

活動に関わる人間の心身状態、同じく人間の行動の三つである。これらが、安全という視点で見たときに不具合であると事故が起きるということである。せめて、水に関わる活動を行う際に、これらの三つを点検した上で、取りやめ・中止ということも含め、措置が必要であればそれを実行するというものを行ってほしい。水泳関係者には、このことを社会に発信し続けることが求められる。

普及部門だけでなく、競技部門も含めて、できるだけ多くの連盟関係者が、

数字から見えるわが国における水難事故を分析し、事故防止に関する具体的な取り組みを担ってもらうことを切に希うものである。